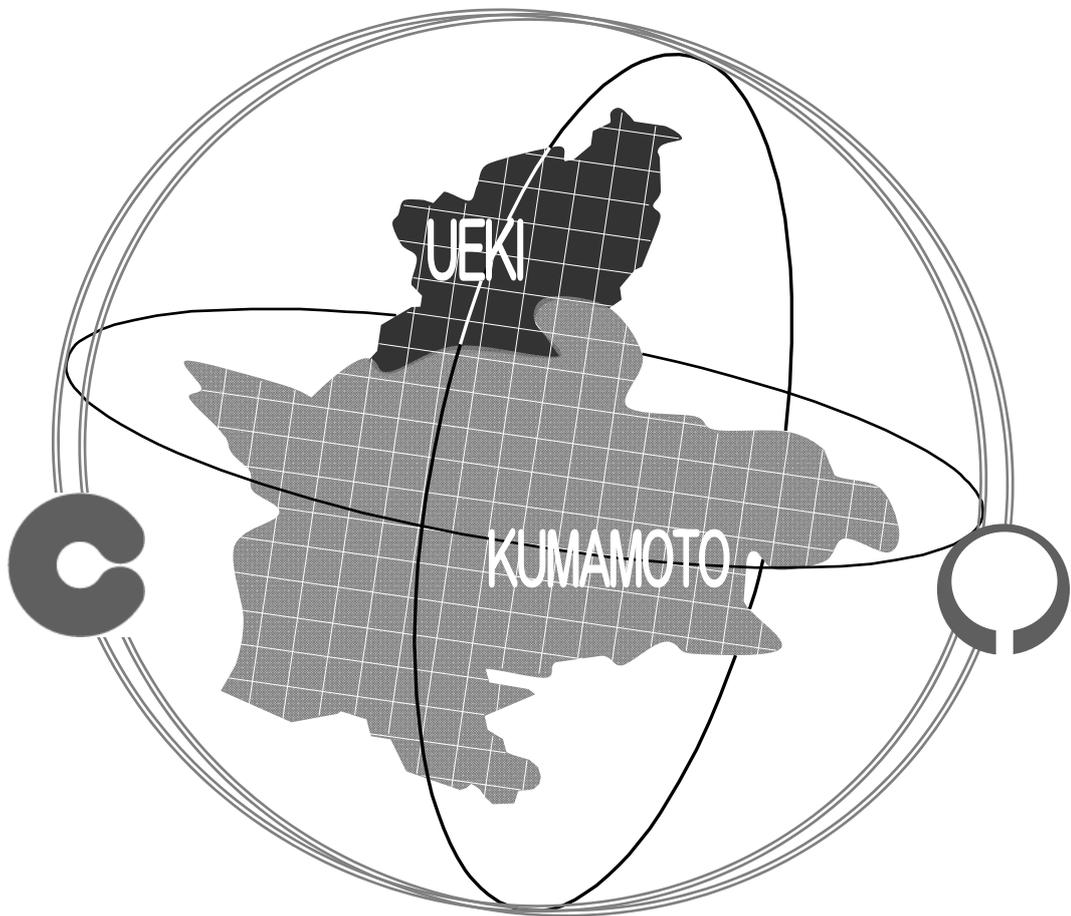


第1回

熊本市・植木町合併協議会



日 時 平成20年12月26日(金)
午後3時～

場 所 植木町生涯学習センター
2階 多目的ホール

目 次

熊本市・植木町合併問題調査研究会調査項目の取り扱いについて（確認）	1
-----------------------------------	---

〔報 告〕

報告第1号 熊本市・植木町合併協議会規約について	5
報告第2号 熊本市・植木町合併協議会規約に関する協議書について	11
報告第3号 熊本市・植木町合併協議会に係る諸規程について	15
熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程（別紙1）	17
熊本市・植木町合併協議会事務局規程（別紙2）	19
熊本市・植木町合併協議会幹事会設置規程（別紙3）	23
熊本市・植木町合併協議会作業部会設置規程（別紙4）	25
熊本市・植木町合併協議会財務規程（別紙5）	27
報告第4号 熊本市・植木町合併協議会監査委員の選任について	29

〔議 案〕

議案第1号 熊本市・植木町合併協議会の会議運営について	33
議案第2号 熊本市・植木町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償 について	39
議案第3号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について	43
議案第4号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の予算について	45
議案第5号 合併協議項目について	49
議案第6号 議員専門部会の付託事項について	57

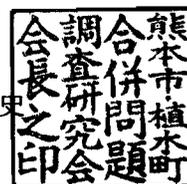
熊本市・植木町合併問題調査研究会調査項目の取り扱いについて

本年4月から8月までの間、5回にわたって「熊本市・植木町合併問題調査研究会」の会議の場において委員の皆様と検討した事項につきまして、今後合併協議会（法定協議会）が設置されました場合には、別紙のとおり取りまとめた報告書を意見書として提出するものとします。

平成20年8月20日

熊本市・植木町合併問題調査研究会会長

幸山 政史



〔 報 告 〕

(第 1 号～第 4 号)

報告第1号

熊本市・植木町合併協議会規約について

熊本市・植木町合併協議会規約を定めたので、次のとおり報告する。

平成20年12月26日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

熊本市・植木町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 熊本市及び植木町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、熊本市・植木町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に係る協議に関すること。
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所の所在地は、両市町の長が協議して定める。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員1人を含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、次条第1項各号に掲げる者のうちから、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者のうち前条の規定により会長に選任された者以外の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長、熊本市長が指名する熊本市副市長及び植木町副町長
- (2) 両市町の議会の議長及び議会が選出する議員

(3) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 副会長は、前項の規定により委員となる者のうちから、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(専門部会)

第11条 協議会は、協議事項について調査、審議等を行うため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第13条 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第14条 協議会に付議する事項を協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第15条 第3条各号に掲げる事項について調査し、又は検討するため、協議会に作業部会を置く。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、委員、専門部会員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法等については、会長が会議に諮って別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

報告第2号

熊本市・植木町合併協議会規約に関する協議書について

熊本市・植木町合併協議会規約に関する協議書を締結したので、次のとおり報告する。

平成20年12月26日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

熊本市・植木町合併協議会規約に関する協議書

熊本市及び植木町（以下「両市町」という。）は、熊本市・植木町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第1項第3号及び第2項、第13条並びに第16条に規定する事項について、次のとおり協議書を締結するものとする。

（事務所の位置）

第1条 規約第4条に規定する熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務所は、熊本市手取本町1番1号熊本市役所内に置く。

（会長及び副会長）

第2条 規約第6条第1項に規定する会長は、熊本市長とする。

2 規約第7条第2項に規定する副会長は、植木町長とする。

（学識経験を有する者）

第3条 規約第7条第1項第3号に規定する学識経験を有する者は、20人以内とする。

2 前項の学識経験を有する者のうち、10人以内ずつ、両市町の長がそれぞれ選任するものとする。

3 前項に規定する両市町の長が選任する学識経験を有する者のうち、2人以内ずつ、両市町の長がそれぞれ公募により選任するものとする。

（協議会の事務局員）

第4条 規約第13条に規定する事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が、両市町の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

（負担の割合）

第5条 規約第16条に規定する協議会に要する経費に係る両市町の負担割合は、当該各号に定める割合とする。

(1) 両市町の全世帯に配布する協議会だより（以下「協議会だより」という。）に係るもののうち、次号に掲げるもの以外のもの 平成20年10月31日現在における世帯数割

(2) 協議会だよりの配布に係るもの それぞれの市町における協議会だよりの配布に要する費用の額に応じて定める割合

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 均等割

（規約の施行日）

第6条 規約の施行日は、平成20年12月4日とする。

（内容の変更）

第7条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

（定めのない事項等）

第8条 この協議書に定めのない事項又はこの協議書に疑義を生じたときは、両市町の長が協議して定めるものとする。

(協議書の失効)

第9条 この協議書は、協議会が解散した時にその効力を失う。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成20年12月4日

熊本市手取本町1番1号

熊本市

熊本市長 幸 山 政



鹿本郡植木町大字岩野238番地1

植木町

植木町長 藤 井 修



報告第3号

熊本市・植木町合併協議会規約に係る諸規程について

熊本市・植木町合併協議会規約第11条第2項、第12条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第18条の規定に基づき、次のとおり熊本市・植木町合併協議会に係る諸規程を制定したので報告する。

熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程	(別紙1)
熊本市・植木町合併協議会事務局規程	(別紙2)
熊本市・植木町合併協議会幹事会設置規程	(別紙3)
熊本市・植木町合併協議会作業部会設置規程	(別紙4)
熊本市・植木町合併協議会財務規程	(別紙5)

平成20年12月26日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(専門部会)

第2条 専門部会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員専門部会
- (2) その他協議会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 専門部会は、協議会から付託された事項について審議する。

(委員)

第4条 議員専門部会の委員は、熊本市及び植木町の議会がそれぞれ選出する議員をもって充てる。

- 2 専門部会の委員（議員専門部会の委員を除く。）は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の会議に諮って指名する。

(組織)

第5条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選による。
- 3 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が必要に応じ開催する。

- 2 会議は、専門部会の委員（以下「委員」という。）の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議への出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明、意見の開陳又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、部会長に審議の経過の報告を求めることができる。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、規約第12条に規定する協議会の事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年12月4日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる専門部会は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が開催する。

熊本市・植木町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議に係る資料の作成に関すること。
- (3) 合併市町村基本計画に関すること。
- (4) 財政計画に関すること。
- (5) 協議会の庶務に関すること。
- (6) 広報広聴に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、事務局補佐、事務局主幹、主査、参事及び主事を置く。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。事務局次長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ事務局長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 事務局次長は、事務局長の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 事務局補佐及び事務局主幹並びに主査及び参事は、上司の命を受けて、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 主事は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(会長の権限)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (3) 規程等の制定改廃に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に重要な事項に関すること。

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げるものを専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。

- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 事務局の職員の出張命令に関すること。
- (4) 予算の流用及び予備費の充当に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

2 事務局次長は、事務局の職員の休暇及び時間外勤務命令に関することについて専決することができる。

(代決)

第7条 会長及び協議会の副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

2 会長、協議会の副会長及び事務局長のいずれもが不在のときは、あらかじめ事務局長が定めた事務局次長が、その事務を代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、名称、形状、寸法及び書体は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務等)

第9条 職員の服務、勤務条件等については、当該職員が属する団体の職員の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息时间については、熊本市の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第10条 職員の給料及び諸手当については、当該職員が属する団体の負担とする。

2 職員の旅費については、熊本市の例により、協議会の予算において支給する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月4日から施行する。

別表（第8条関係）

名称	形状	寸法	書体
熊本市・植木町合併協議会会長之印	熊本市・植木町 合併協議会 会 長 之 印	方24ミリ メートル	かい書

熊本市・植木町合併協議 会事務局長之印	熊本市・植木町 合併協議会 事務局長之印	方21ミリ メートル	かい書
------------------------	----------------------------	---------------	-----

熊本市・植木町合併協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会（以下「幹事会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に付すべき事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事の互選により定めるものとし、副幹事長は、幹事長が選任するものとする。

(幹事長等の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、及び幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(会議への出席等)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者に対し、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会への指示)

第8条 幹事長は、必要があると認めるときは、協議会の作業部会に対し、規約第3条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うよう指示することができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議等の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月4日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後最初に行われる幹事会は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が開催する。

別表（第3条関係）

熊本市・植木町合併協議会幹事会名簿

自治体名	役職名
熊本市	熊本市長が指名する副市長
	総務局長
	企画財政局長
植木町	副町長
	総務課長
	企画財政課長

熊本市・植木町合併協議会作業部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に調査し、又は検討する。

(組織)

第3条 作業部会の名称は、別表のとおりとする。

2 作業部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、作業部会の部会員の互選によりこれを定め、副部会長は、部会長が作業部会の部会員のうちから指名する者をもって充てる。

(部会長等の職務)

第5条 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事会の幹事長から要請があったとき、又は部会長が必要があると認めるときに開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

(会議への出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対し、会議への出席を求め、説明、意見の開陳又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、作業部会における調査及び検討の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 作業部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、作業部会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月4日から施行する。

別表（第3条関係）

作業部会名	部会員	
	熊本市	植木町
総務部会	総務課長	総務課長
		企画財政課長
		議会事務局長
企画財政部会	企画課長	税務課長
	財政課長	総務課長
		企画財政課長
		出納室長
市民生活部会	市民協働推進課長	住民課長
		総務課長
		地域整備課長
		生涯学習課長
健康福祉部会	健康福祉政策課長	健康福祉課長
	地域保健福祉課長	住民課長
	市民病院総務課長	植木病院事務局長
子ども未来部会	子ども政策課長	子育て支援課長
		健康福祉課長
		生涯学習課長
環境保全部会	環境企画課長	環境整備課長
		産業振興課長
経済振興部会	産業政策課長	産業振興課長
	農業政策課長	地域整備課長
		環境整備課長
都市建設部会	都市計画課長	都市計画課長
	土木総務課長	地域整備課長
		環境整備課長
教育部会	総務企画課長	学校教育課長
		生涯学習課長
水道部会	水道局経営企画課長	環境整備課長
電算部会	情報政策課長	企画財政課長

熊本市・植木町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約第18条の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算（以下「予算」という。）は、熊本市及び植木町の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要する経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により承認を得たときは、歳入歳出予算書の写しを熊本市長及び植木町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会の予算について補正が必要であると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前条第3項の規定は、補正予算が協議会の承認を得たときについて準用する。

(予算の流用及び予備費の充当)

第4条 予算の流用及び予備費の充当は、熊本市の例によるものとする。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預けて保管するものとする。

(協議会の出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を任命するものとする。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 協議会出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算経理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の収入及び支出の手続は、熊本市の例によるものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、決算書の写しを熊本市長及び植木町長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年12月4日から施行する。

(初年度における予算)

2 会長は、第2条の規定にかかわらず、この規程の施行の日以後最初に招集される協議会の会議の開催日までの間において、収入及び事務所開設に係る経費その他事前に執行すべき事務に係る費用の支出を行うことができる。

別表第1 (第5条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 市町負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2 (第5条関係)

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事業推進費
		3 事務局費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第4号

熊本市・植木町合併協議会監査委員の選任について

熊本市・植木町合併協議会規約第17条第1項の規定に基づき、協議会の監査委員について、下記の者を選任したので報告する。

記

市町名	役職	氏名
熊本市	代表監査委員	濱田清水
植木町	代表監査委員	中山毅

平成20年12月26日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

〔 議 案 〕

(第 1 号～第 6 号)

議案第 1 号

熊本市・植木町合併協議会の会議運営について

熊本市・植木町合併協議会規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項に関し、次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成 20 年 12 月 26 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

熊本市・植木町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開とする。

2 会長及び委員は、会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行するよう努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 会議において発言しようとする委員は、議長の許可を得た上で、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めるものとする。ただし、意見が分かれた場合において、全会一致が困難であるときは、会議に出席した委員の過半数で決するものとする。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者に対し、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員等は、会議において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(会議録の調製)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議資料は、公開する。

(傍聴人)

第10条 会議を傍聴することができる者(以下「傍聴人」という。)の定員は、50人とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第11条 傍聴人が、会議を傍聴しようとするときは、傍聴人受付簿(様式第1号)に所定の事項を記入し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 拡声器、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議での言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表現しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はり紙を行い、旗又は垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第14条 傍聴人は、協議会の事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 議長は、傍聴人が前2条の規定に違反したときは、これを制止するとともに、命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月26日から施行する。

様式第2号（第11条関係）

（表）

<h1>傍 聴 証</h1> <p>第 号</p> <p>熊本市・植木町合併協議会</p>
--

（裏）

<ol style="list-style-type: none">1. 会議場に入場の際は、必ず着用してください。2. 傍聴終了後は、受付に返却してください。

議案第 2 号

熊本市・植木町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償について

熊本市・植木町合併協議会規約第 19 条第 2 項の規定に基づき、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し、次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成 20 年 12 月 26 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

熊本市・植木町合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約第19条第2項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員、専門部会員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等の報酬は、日額10,000円とする。ただし、熊本市及び植木町（以下「両市町」という。）の長、熊本市副市長、植木町副町長並びに両市町の一般職の職員並びに熊本県の職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うため旅行する場合（両市町の区域内を旅行する場合を除く。）は、熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号)その他の熊本市の規定により市長が受ける旅費に相当する額を支給する。

(支給方法)

第4条 委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、熊本市の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月26日から施行する。

議案第3号

平成20年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について

平成20年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成20年度熊本市・植木町合併協議会事業計画

項目	事業計画
合併協議会	協議会の開催（月1回程度の開催） ・ 合併の方式、合併期日等協議項目の協議 ・ 合併市町村基本計画の策定
専門部会	専門部会の開催（必要に応じ開催） ・ 協議会から付託された事項について審議
幹事会	幹事会の開催（必要に応じ開催） ・ 協議会提案事項の協議・調整
作業部会	作業部会の開催（随時開催） ・ 各種事務事業、合併市町村基本計画を専門的に調査・検討
広報広聴	・ 協議会だよりの発行 ・ ホームページの開設・管理運営

平成20年12月26日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

議案第4号

平成20年度熊本市・植木町合併協議会の予算について

平成20年度熊本市・植木町合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成20年度熊本市・植木町合併協議会予算

平成20年度熊本市・植木町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,001千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成20年12月26日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

【別表】

歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金額
1 負担金		13,000
	1 負担金	13,000
4 諸収入		1
	2 預金利子	1
歳 入 合 計		13,001

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金額
1 総務費		13,001
	1 総務管理費	13,001
歳 出 合 計		13,001

歳入歳出予算事項別明細書

1. 歳入

(単位：千円)

(款) 1負担金		(項) 1負担金		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1市町負担金	13,000	0	13,000	1市町負担金	13,000	熊本市・植木町合併協議会負担金 熊本市 8,433 植木町 4,567
計	13,000	0	13,000		13,000	

(款) 4諸収入		(項) 2雑入		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1預金利子	1	0	1	1預金利子	1	
計	1	0	1		1	

2. 歳出

(単位：千円)

(款) 1 総務費		(項) 1 総務管理費		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1 会議費	2,139	0	2,139	1 報酬	1,840	協議会委員報酬 専門部会委員報酬
				11 需用費	36	食糧費
				12 役務費	10	傷害保険料
				14 使用料及び 賃借料	253	協議会会場使用料
2 事業推進費	9,531	0	9,531	11 需用費	2,846	協議会だより印刷経費
				12 役務費	1,220	協議会だより配送経費
				13 委託料	5,465	新市基本計画策定経費 ホームページ維持管理経費
3 事務局費	1,331	0	1,331	9 旅費	18	普通旅費
				11 需用費	716	消耗品費 コピーカウンター料 公印代
				12 役務費	27	通信費 振込手数料
				14 使用料及び 賃借料	176	タクシー代 パソコンリース料
				19 負担金補助 及び交付金	394	嘱託員報酬負担金
計	13,001	0	13,001		13,001	

議案第5号

合併協議項目について

熊本市・植木町合併協議会における合併協議項目に関し、次のとおり定めることについて、承認を求める。

なお、合併協議項目は、必要に応じ追加、修正及び削除できるものとする。

平成20年12月26日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

熊本市・植木町合併協議会協議項目一覧

項目	協議番号	協議項目	項目	協議番号	協議項目
基本的協議項目	1	合併の方式	その他の項目 各種事業項目	15	補助金・交付金等の取扱い
	2	合併の期日		16	総務関係事業について
	3	新市の名称		17	企画財政関係事業について
	4	新市の事務所の位置		18	市民生活関係事業について
	5	財産及び債務の取扱い		19	健康福祉関係事業について
特例法による協議項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い		20	子ども未来関係事業について
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		21	環境保全関係事業について
	8	地域自治組織等の取扱い		22	経済振興関係事業について
	9	地方税の取扱い		23	都市建設関係事業について
	10	一般職の職員の身分の取扱い		24	教育関係事業について
	11	合併市町村基本計画		25	水道関係事業について
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い	26	電算関係事業について	
	13	使用料・手数料の取扱い	政令市関連項目	27	政令指定都市移行に関する事項について
	14	公共的団体等の取扱い			

熊本市・植木町合併協議会 合併協議項目の概要

◎基本的協議項目

1 合併の方式

市町村の合併は、その方式により、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式が、法律上規定されています。そのどちらの方式をとるのかにより、法律上の取扱いが違点がありますので、本協議会では、まず、どちらの方式を選択するのか協議を行います。

2 合併の期日

協議を進める中で、協議・手続・準備期間等や新市発足後の諸日程等を勘案しながら、合併の期日の目標を定めるものです。基本的には、本協議会の合併の協議を踏まえて、両市町議会の廃置分合についての議決後、県知事への申請、総務大臣への協議等の手続を経て、総務大臣の告示により、合併の期日の効力は定まります。

3 新市の名称

新設合併の方式を選択した場合、法律上は、両市町を廃止し新市を発足させることとなりますので、新たに新市の名称を協議して定める必要があります。名称は、様々な機会に住民生活でも利用されますので、広く意見を求める必要があると思われます。また、編入合併の方式を選択した場合は、通常では編入する市町の名称となります。

4 新市の事務所の位置

新設合併の方式を選択した場合、法律上は、両市町を廃止し新市を発足させることとなりますので、新たに新市の事務所（本庁）の位置を定める必要があります。この際には、住民の利用に便利であること、交通の事情や他の官公庁等との関係等について考慮しながら協議を行います。また、編入合併の方式を選択した場合は、通常では編入した市町の事務所の位置が新市の事務所の位置となります。

5 財産及び債務の取扱い

原則的には、合併前に両市町それぞれで所有していた財産・債務については新市に引き継ぐこととなりますので、財産や債務等を確認のうえ協議する必要があります。

ただし、その財産を新市に引き継ぐことが適当でない特別の事情があると判断された場合、協議により地方自治法第294条に基づく財産区を設置することもできます。

◎特例法による協議項目

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

新設合併を選択した場合、両市町の議会の議員はその身分を失い、新たに選挙を行うのが原則ですが、合併特例法では自主的な合併を促進するため、激変緩和措置として、新市の議員の定数や在任に係る特例を定めています。また、編入合併を選択した場合も、編入される市町の議員はその身分を失うのが原則ですが、合併特例法では、特例措置の内容は違いますが、やはり、激変緩和措置として、新市の議員の定数や在任に係る特例を定めています。そこで、いずれの合併方式を選択するかを決めた上で、定数の特例または在任の特例を適用するか、適用するとすれば、そのいずれを適用するか協議を行います。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新設合併の方式を選択した場合、両市町の委員は原則としてその身分を失うこととなりますが、選挙による委員については一定期間に限り、委員定数、任期に関する特例措置が認められています。この特例を適用するかどうか協議を行います。

また、編入合併の方式を選択した場合は、編入される市町の委員は全て失職しますが、編入する市町の委員の残任期間に限り、在任特例を設けられますので、このことについて協議を行います。

8 地域自治組織等の取扱い

合併特例法においては、市町村長の諮問に応じて市町の運営に意見を述べる「地域審議会」や、住民自治の強化等を推進することを目的として地域独自の事務を処理することもできる「地域自治区」・「合併特例区」の設置ができることとされています。新市において、これらの制度を活用するか、また、活用するとすれば、そのいずれを適用するか協議を行います。

9 地方税の取扱い

現在、両市町それぞれで課税している地方税では、税率が異なっているものがありますので、税率の調整についての協議が必要となります。また、税率が同じものでも、現行どおりとするか確認することとなります。

10 一般職の職員の身分の取扱い

合併特例法では、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市の職員として、その身分を保有するように措置しなければならないと定められており、両市町の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の協議を行うことが必要となります。

11 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画は、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示すマスタープランとしての役割を果たす重要な計画です。

本計画に盛り込む事項としては、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針並びにこれに特に資する事業、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等が想定され、これらの事項について協議を行います。

◎その他の項目

1 2 一部事務組合等の取扱い

1 3 使用料・手数料の取扱い

1 4 公共的団体等の取扱い

1 5 補助金・交付金等の取扱い

- ・ 1 6～2 6 までの再掲項目

◎各種事業項目

1 6 総務関係事業について

- ・ 特別職の身分の取扱い
- ・ 条例、規則の取扱い
- ・ 事務組織及び機構の取扱い
- ・ 消防防災の取扱い
- ・ 窓口業務の取扱い
- ・ 建設関係事業の取扱い
- ・ 選挙管理事務の取扱い
- ・ その他の事業の取扱い

1 7 企画財政関係事業について

- ・ 慣行の取扱い
- ・ 広報広聴関係事業の取扱い
- ・ 納税関係事業の取扱い
- ・ 窓口業務の取扱い
- ・ 一部事務組合等の取扱い
- ・ その他の事業の取扱い

1 8 市民生活関係事業について

- ・ 町名・字名の取扱い
- ・ 行政連絡機構の取扱い
- ・ 交通関係事業の取扱い
- ・ 窓口業務の取扱い
- ・ 教育関係事業の取扱い
- ・ その他の事業の取扱い

1 9 健康福祉関係事業について

- ・ 国民健康保険事業の取扱い
- ・ 介護保険事業の取扱い
- ・ 消防防災の取扱い
- ・ 保健衛生事業の取扱い
- ・ 各種福祉制度の取扱い
- ・ その他の事業の取扱い

2 0 子ども未来関係事業について

- ・ 保健衛生事業の取扱い
- ・ 各種福祉制度の取扱い
- ・ 教育関係事業の取扱い

2 1 環境保全関係事業について

- ・ 清掃事業の取扱い
- ・ 環境対策事業の取扱い

2 2 経済振興関係事業について

- ・ 農林水産関係事業の取扱い
- ・ 商工・観光関係事業の取扱い

2 3 都市建設関係事業について

- ・ 交通関係事業の取扱い
- ・ 建設関係事業の取扱い
- ・ 都市計画の取扱い
- ・ 下水道事業の取扱い

24 教育関係事業について

- ・教育関係事業の取扱い

25 水道関係事業について

- ・水道関係事業の取扱い

26 電算関係事業について

- ・電算システムの取扱い

◎政令市関連項目

27 政令指定都市移行に関する事項について

合併後、政令指定都市に移行した場合の区役所の設置に関する事項や市街化調整区域内における開発制度に関する事項等について協議を行います。

合併協議項目の調整方針

《基本的な考え方》

合併協議項目の協議では、熊本市及び植木町が合併し政令指定都市が実現した場合、現在の熊本市域及び植木町域がそれぞれ拠点性を高めて発展するための方策について、現状と課題を踏まえつつ、植木町の主要政策等をどのように実現していくのか、新市において当面どのように事務事業を進めていくのかについて協議が行われるものである。

この協議を統一的かつ体系的に行うために、次の基本的な考え方（調整方針）に基づき、熊本市・植木町合併問題調査研究会の検討結果を尊重して、調整を行うものとする。

- **住民が喜びを分かち合えるまちづくりの方向性を見出せるように努める。**
政令指定都市の実現を念頭に、住民に期待と希望を与えられる施策となるよう調整に努める。
- **新市に移行する際、住民生活に支障のないよう一体性の確保に努める。**
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、その他福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に関わる事項については、住民生活に混乱を生じさせないよう、一体性の確保に努める。
- **住民サービス及び住民福祉向上に努める。**
各種行政サービスにおいて熊本市と植木町間に差異がある場合、現行の水準を低下させないことを基本として調整に努める。
- **負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないよう努める。**
地方税や各種使用料及び手数料など住民が直接負担するものについて、その金額や率について、住民に不公平感を与えないよう調整に努める。
- **新市において健全な財政運営に努める。**
新市の財源確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた、地方分権社会に対応できる健全な財政運営が図られるよう調整に努める。

議案第 6 号

議員専門部会の付託事項について

議員専門部会に付託する事項を、次のとおりとすることについて、承認を求める。

- 協議第 1 号 合併の方式
- 協議第 2 号 合併の期日
- 協議第 3 号 新市の名称
- 協議第 4 号 新市の事務所の位置
- 協議第 6 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 協議第 8 号 地域自治組織等の取扱い
- 協議第 11 号 合併市町村基本計画

平成 20 年 12 月 26 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史